

社会福祉 しずおか

2015



新春特集

社会福祉の将来にとって
大きな節目となる平成27年に向けて

編集発行



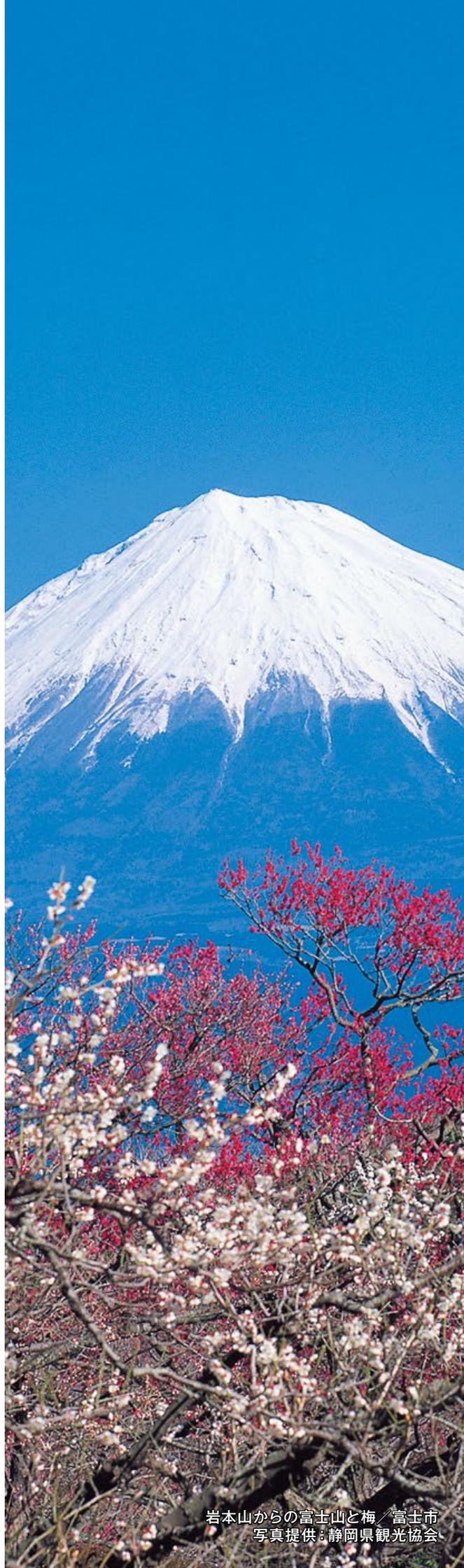
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号

電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508

<http://www.shizuoka-wel.jp>

E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp



新春のご挨拶



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長 神原啓文

新年あけましておめでとうございます。旧年中は、本会事業の推進に多大なご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

さて、わが国では、少子高齢化に伴う人口構造や雇用環境、家族や地域社会を取り巻く社会背景の変化により、家族機能の低下、雇用不安の増大、地域における人間関係の希薄化が進んでおり、社会的孤立や経済的困窮、虐待、ひきこもりなど多様で深刻な問題が増加し、あらゆる年代・世帯の人々の生活課題を受け止め、対応・支援する仕組みの構築が急務となっております。

また、団塊の世代が七五歳以上となる二〇二五年を目前に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築が求められております。

このような中、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図ることを目的とした「生活困窮者自立支援制度」、並びに在宅医療・介護連携の推進や生活支援サービスの活性化など、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図る「改正

介護保険制度」が、本年四月から施行されます。

両制度を「絵に描いた餅」とせず、生きた施策としていくためには、地域住民が抱える生活課題を総合的に受け止め、地域住民をはじめ、行政、専門職、関係機関・団体が連携・協働して解決をめざす地域福祉の視点が必要不可欠であり、地域福祉の推進を使命とする社会福祉協議会としても、積極的な取組を進めてまいり所存です。

一方、本年一月十七日には阪神・淡路大震災から二十年を迎えます。同震災はその後の自然大災害対策の先駆けとなり、多くの警鐘を鳴らしました。また、「ボランティア元年」とも言われ、学生や会社員など、これまであまりボランティア活動に縁がないと言われた人々が、湧き上がる思いのままに行動し、改めて地域住民の力や「日頃からの支え合い活動」の大切さを確認しました。

また、来る三月十一日には、東日本大震災から四年が経過します。復興への足取りは鈍く、被災地においては、今なお、住み慣れた地域から離れた避難生活を余儀なくされている方

が大勢いらつやいます。本県においても、昨年十二月二日現在で九四二人の方が避難されております。被災者にとつて、まだまだ先行きの見えない不安な生活が続いており、生活や地域の復興は想像以上に長期的な取組になるのではないかと憂慮しております。

これらの震災の教訓を風化させることなく未来に活かすことは、我々に課された使命です。県内においても地域の「絆」をより一層強固なものとするため、私も社会福祉関係者はもちろん、住民一人ひとりが行動することにより、社会の連帯の考え方に基づいた住民主体の地域福祉活動をさらに活性化させていく必要性を強く感じております。

最後に、今から十年前に神戸で開催された「阪神・淡路大震災社会福祉復興記念フォーラム」のメッセージ「目の前にあるさまざまなカベ・課題は、連携・協働によつて乗り越えられる」を思い返し、皆様には、本年も引き続き、本県社会福祉の発展のため、ご支援とご協力を切にお願いして、新春のご挨拶といたします。

特集

社会福祉の将来にとって 大きな節目となる平成27年に向けて

平成27年は、社会福祉法人制度のあり方や、生活困窮者自立支援制度及び改正介護保険制度の施行など、関係者にとって重要な節目を迎えます。

今号では、新たな年を迎えるにあたって、関係団体の方々からそれぞれの分野での取組や課題、関係者に向けたメッセージ等を執筆いただきましたので紹介します。

社会福祉法人が
地域に信頼される
公益法人であるために

静岡県社会福祉法人経営者協議会

会長 山本敏博



新年明けましておめでとございます。

謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

平成二十七年度は、生活困窮者自立支援法の施行や介護保険法の改正など、国民の更なる福祉の向上に向け、国が大きく動き出すこととなります。

社会福祉法人に対しては、「将来の事業や施設の立て替えに備えての積立金を地域に還元すべき」「情報公開や制度外の福祉ニーズへの対応が不十分である」といった指摘もあ

り、現在、政府の各種検討会で社会福祉法人の在り方についての議論が行われています。

我々、社会福祉法人は、長年にわたり地域の福祉ニーズに取り組みできたという自負をもっております。しかし、今、再確認しなければならぬことは、社会福祉法人の想いや取り組みが、地域住民に伝わっているのか、ということなのです。

介護保険制度の導入に伴い、「措置」から「契約」へと転換したことにより、社会福祉法人の公益性とは、地域住民に認められてこそ発揮できるものになりました。

制度とともに地域住民の認識は既に変わっていることを真摯に受けとめ、地域に開かれた社会福祉法人として、説明責任を果たし、これまでに以上「見える化」を進めていきたいと考えています。

また、全ての人が住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケ

アシステムの構築に向けて、社会福祉法人が積極的に関わっていききたいと考えています。

地域包括ケアシステムの実現に向けては、行政、医療・福祉サービス事業者など、多様な主体が、日常圏域の中で二十四時間切れ目のない支援体制の整備を進めるとともに、生活支援や介護予防など、地域のニーズや特性に応じたサービスを創造していくことが求められます。

地域包括ケアとは、要介護状態の高齢者のみを対象とするのではなく、障がい児・者、児童、経済的困窮者など、地域に暮らす全ての人をカバーするものです。そのためには縦割りの弊害を取り除き、総合的なマネジメント機能を発揮できる相談拠点を整備していくことが求められています。

以上のように、本年は「事業の見える化」と「地域包括ケアシステムへの積極的な参画」が社会福祉法人

経営の大きなテーマになると考えております。

我々、社会福祉法人は、地域に根差した社会福祉事業の担い手として、こうした制度の変化に対応する体制を整えるとともに、行政をはじめ、あらゆる機関、団体と連携し、地域の課題に積極的に取り組んでいく姿勢が問われています。

確実な成果を示すことで、社会福祉法人に対する新たな信頼の獲得を目指してまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



介護保険制度の

改正と社会福祉法人への

課税問題から

～老施協の施設は

地域福祉の推進役に～

静岡県老人福祉施設協議会

会長 石川三義



平成二十七年度からの介護保険制度の改正案は、まず持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革であり、また二〇二五年の地域包括ケアシステムの構築に向けての地域支援事業の充実などの制度改正とも言えます。私たち老施協に関わる内容は、特養ホームへの入所を原則要介護度三以上に制限すること、訪問介護・通所介護の予防給付を地域支

援事業へ移行させること、一定の所得のある利用者の自己負担を二割に引き上げることや補足給付要件の見直しなどがあります。

まず、老施協の会員施設は、社会福祉法人の公益性・公共性・非営利性という本質を遵守し、地域包括ケアシステムの構築を推進する立場に立ちながら、地域福祉の総合的拠点としての役割・機能を果たすことが重要な使命であると考えます。また各種の在宅ケアサービスの実施はもとより地域の生活困窮者への支援、地域支援事業の推進に積極的に取り組み、地域ケアが実現される「まちづくり」の推進役を果たしていくことです。

老施協の福祉施設は、地域包括ケアシステムの中で地域社会に積極的に出て行って、地域住民とともに地域福祉の立て役者にならないといけないと考えます。

また今日、特養ホームの内部留保から始まった社会福祉法人への課税の問題、介護報酬単価の引き下げや民間企業とのイコールフットイング論、社会福祉法人の社会貢献の在り方などが様々に議論されています。社会福祉法人は株式会社と異なり、収益を株主に配当したり、経営者が成功報酬として多くの所得を得ることはできず、内部留保などの収支差額は社会福祉事業にしか使えないという制限があります。内部留保は無駄を省き質素な経営を行つていくことの証左ではないでしょうか。そして職員の給与の引き上げの処遇改善や施設の建て替え資金や新しい社会福祉事業を推進するため、社会福祉法人の社会貢献の推進のためには、一定の収支差額は必要な資金であり、それに課税することには社会福祉法人の真

摯な努力を否定することであり、今後も社会福祉の各種団体とともに反対して行かなければならないと考えます。医療と福祉は本来、営利追求の対象であってはならないと言えます。県民の皆様をはじめ各種団体の皆様のご理解とご支援をお願いする次第です。

生活困窮者支援における 救護施設の取り組み

静岡県救護更生施設連絡協議会

会長 田坂成生



●生活困窮者を取り巻く現状と課題

経済情勢の低迷が続き、雇用や社会保障制度の不安定化により国民生活のセーフティネット構造が弱まる中、全国の生活保護受給者は

二六万人を超えて過去最高を更にし続け、生活維持に様々な重荷を抱える多くの人々が水面下で生活困窮状態に耐えています。

経済的困窮と社会的孤立の状況は、高齢者を始め稼働世代さらに児童へと広がっており、少子高齢化が進む我が国において、生存権の根幹に関わる事態と認識しています。

国は歯止めがかからない生活保護受給者の増加に対し、保護受給に至る前の破綻防止支援である第二のセーフティネットシステムを構築すべく、平成二十五年十二月に生活困窮者自立支援法を可決成立させ、平成二十七年実施を前に全国二五四の自治体においてモデル事業を実施しているところがあります。

●社会福祉法人を取り巻く現状と課題

国は社会福祉を担う事業者を、社会福祉法人に限らず株式会社やNPO法人にも門戸を開き、介護保険施設や保育所等への参入を

認めてきました。その結果、国の厳しい規制の下で福祉施策の最前線を担い、また収益の福祉事業還元や財産の国庫帰属を定めた社会福祉法人の税制優遇措置等に対して新規参入事業者からのイコールフットイング論に始まる社会福祉法人批判が起り、法人の健全経営や地域福祉ニーズへの関わり等のあり方に、国や各界を巻き込んで大激論が交わされているところでもあります。

社会福祉法人は福祉事業活動を支える経営母体として行政の厳しい監督下にあり、社会から目立たなかった面は否めず、地域で実践してきた福祉活動の正しい情報発信と、福祉ニーズへの積極的取り組みを使命として、今後も地域社会との連携推進が求められます。

●救護施設を取り巻く現状と課題

全国の救護施設は生活保護法に基づく困窮者支援の専門施設と

して、現在のニーズに合わせるべく、平成二十五年度に「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を掲げ、循環型セーフティネット（急性期支援）としての入所支援はもとより、社会復帰支援および地域生活困窮者にも専門支援機能を発揮し、経済的困窮および社会的孤立状態からの脱却支援に取り組むことを目指して平成二十七年までの事業達成目標を示し、全国の救護施設が積極的達成に取り組んでいます。

全国の救護施設は一八六施設あり、静岡県には浜松市、静岡市、沼津市に八つの救護施設および浜松市に一か所の宿所提供施設があります。静岡県救護更生施設連絡協議会では、全国の動向や行動指針達成に向けての連携を踏まえ、県内各施設の支援機能強化のための情報交換や職員の資質向上に取り組んでおります。

●まとめ

生活困窮者自立支援法施行、社会福祉法人改革、行動指針達成と、救護施設においては平成二十七年度は非常に重要な節目であります。

救護施設およびその運営法人は、長い生活保護支援の歴史と共に歩んできた実績を生かし、今後も地域社会の最も困難な人々の支援を使命に、社会の要請にこたえてゆきたいと考えます。

社会福祉協議会の

真価を發揮する時

静岡県市町社会福祉協議会連絡協議会

会長 二藤武司



生活困窮者自立支援制度並びに改正介護保険制度の施行を目

前に控え、地域福祉の推進を使命とする市町社会福祉協議会（以下「市町社協」）にとっても、平成二十七年度は極めて重要な年となります。この取組如何で、将来的な市町社協の評価を左右すると言っても過言ではなく、その真価が問われます。

これまでの長期にわたる景気の低迷や地域社会の変容などを背景に、貧困層の拡大、孤立死の頻発など、社会全体に生活への不安が広がる中、私たち市町社協といったしましては、今後とも地域社会に根差した活動を展開し、新たなニーズの発見と解決に注力していく必要があります。

とりわけ、平成二十四年十月に全国社協が取りまとめた「社協・生活支援活動強化方針（①あらゆる生活課題への対応、②相談・支援体制の強化、③アウトリーチの徹底、④地域のつながりの再構築、

⑤行政とのパートナーシップ）」に沿った実践が全国的に展開され、社協活動の質量両面において更なる充実を図っていくことが肝要であります。

生活困窮者自立支援制度の推進にあたっては、実施主体である福祉事務所設置自治体からの委託の有無に関わらず、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取組を一層強化するとともに、制度の挟間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組んでまいります。

改正介護保険制度の推進にあたっては、これまで住民とともに進めてきた小地域福祉活動や住民参加型在宅福祉サービスの実践、

ネットワークを基盤としながら、これまでの行政や専門職を中心とする地域包括ケアシステムから、住民自身が主体的に参画するシステムを目指してまいります。また、市町社協として主体的に、地域包括ケアシステムの重要な構成要素である生活支援サービスの活性化を図るため、高齢者の社会参加やサービスの担い手の養成を進めるとともに、生活支援サービス等の実施を通じて、地域の生活課題を把握し、制度外の新しいサービスの創出や政策形成につなげてまいります。

最後に、市町社協がその使命を果たしていくためには、地域住民をはじめ、行政、民生委員・児童委員、社会福祉施設、関係機関・団体との連携と協働が不可欠であることから、今後ともより一層の御支援・御協力賜りますようお願いいたします。



カーテン・リース&クリーニング

特許取得の出張クリーニング車にて施設に訪問、取外し、クリーニングから取付けまで全ておまかせの予備不要短時間低料金システムでお喜び頂いています。
欠落部品の補充もします。

メンテナンス付リースでカーテンはいつもきれいです



カーペットタイル・リース&クリーニング

カーペット洗浄機

カーペットタイルをリースで導入、月々は小さなご負担でも静かで豪華な雰囲気と安全性はイメージアップに大きく貢献します！メンテナンス付でいつもきれいです！

御施設のご要望にお応えした独自の技術力 株式会社三ナワ

静岡市葵区産女1060番地の1
☎054-295-9002 Fax054-295-9003

ロールスクリーンクリーニング

独自洗浄方式開発によりメンテナンス対応が拡がりました。
洗浄から乾燥迄、短時間で
行い、リースも可能に
ブラインドもOK



学校の舞台幕(緞帳)

当社独自の舞台幕メンテナンスです「大変お喜び頂いています」
ご注文の時期が集中します。御早めに予約願います。



転倒防止の滑り止め

玄関、浴室、厨房等、濡れると滑る場所に最適。
ご心配を安心に変えて頂くために・・・
※素足用・土足用がございます。



二酸化塩素の空間除菌剤

開封後 約60日間持続

ウィルハント
Will Hunt 60

ウイルス除去 除菌 消臭



「ウィルハント60」1箱30セット入
施設限定特別価格 詰め替え用もあります！
~~29,400円~~ → 20,400円！！

接客など



学校・保育園や施設で



玄関・トイレに



受験シーズンにも



★障害のある方達が荷造り発送作業を請け負っていますので、工賃向上のため御協力くださいますようお願い申し上げます★

Will Bash ウィルバッシュ・スプレー
空間のウイルス除去・除菌・消臭に

二酸化塩素で固めて安心
嘔吐物処理キット

嘔吐物の緊急処理に

もご用意しております！

お問い合わせは・・・
一般社団法人 静岡県社会就労センター
TEL:054-273-9111 FAX:054-273-9112

ありがとうございました
県社協への寄附金

写真左が親切会中部支部
 支部長 太田勝規様



写真左が贈呈者の
 (株)ドコモCS東海静岡支店
 支店長 太口努様



- ❖ 親切会中部支部様から本会(ふれあい基金寄附金)へ100,000円の寄附をいただきました。(11月19日)
- ❖ NPO法人モバイル・コミュニケーションファンド様から本会(一般寄附金)へ500,000円の寄附をいただきました。(11月28日)



読者の皆様の御意見をお待ちしております。

①住所②氏名(ふりがな)③電話番号④職業⑤本紙に対する御意見、御感想を御記入の上、下記までお送りください。(葉書・FAX・メールいつでも結構です)御意見をいただきました方の中から抽選で毎月**図書カードをプレゼント**いたします。なお、当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。
 御意見等は本紙で掲載させていただくことがあります。

宛先 〒420-8670 静岡市葵区駿府町 1-70
 静岡県社会福祉協議会 地域福祉課
「社会福祉しずおか」 係
 FAX 054-251-7508 E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp

御記入いただきました個人情報は、本会「個人情報の保護に関する方針(プライバシーポリシー)」に基づき、本紙作成に係る目的のみに使用し、他の目的で使用することはありません。本会プライバシーポリシーは、ホームページ (<http://www.shizuoka-wel.jp/>) に掲載しております。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成26年度

ボランティア活動保険

全国200万人
 加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

補償金額 (保険金額)

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,200万円	1,800万円	
	後遺障害保険金		1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円 (限度額)	5億円 (限度額)	

年間保険料

タイプ		プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ			300円	450円
	天災タイプ* (基本タイプ+地震・噴火・津波)		460円	690円

*天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをした。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこぼした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

ボランティア行事用保険 **送迎サービス補償** **福祉サービス総合補償**

● お申込み、詳しい内容のお問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
 (引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社
 TEL: 03(3593) 6245

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581) 4667 FAX: 03(3581) 4763
 受付時間: 平日の 9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)
 この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。